

No.	質問内容	回答案
1	JIS R 5210～5214のセメントに関するJIS改正はJIS A 5308と同時に改正されるのか？同時でなければいつ改正になるのか？	3月中に同時に改正される予定です。
2	JIS A 1108の試験方法について、「高さは供試体の上下端面の中心位置で測定する」とあるが中心位置はどのようにして決める（マーキング等）のか具体的に説明をお願いします。	中心位置は目視によって判断します。
3	テキスト105 p 供試体の高さは上下端面の中心位置で測定するとなっていますが、通常のノギスでは測定できないと思います。具体的にどのような治具を使用すれば良いのでしょうか。	ジョウの長さが半径以上の汎用的なノギスを用いれば、測定することは可能かと思えます。ただし、直径125mm, 150mmの供試体では、ごく一般的なノギスでの測定は難しいと考えられますが、ジョウの長さが長尺タイプのノギスも販売されているようですので、適宜利用いただければ測定が可能です。
4	JIS A 1108の高さ測定についてアンボンドキャッピングにて圧縮強度試験を行う際も測定位置は中心位置になりますか。	そのとおりです。
5	JIS A 1108試験体測定方法と型枠検査方法が違ってても良いのか？	軽量型枠は附属書Eに適合していることを確認します。これ以外の型枠については、標準化された検査方法がないため、JIS A 1132 4.5 a), b), c)の各項目が許容差内にあることを合理的な方法で確認することになります。
6	JIS A 0203のレディーミクストコンクリートの定義の最後が「……フレッシュコンクリート」となっておりますが、フレッシュコンクリートであれば強度の規定が有るのは不適切です。国際規格やACIの用語の定義に準じて改正されるのが望ましいと思われま。	次回改正の際に検討させていただきます。
7	JIS R 5210等において「製造業者」及び「生産者」が「生産者」に統一され、説明により明確になりますが、宇部三菱セメント社はJIS A 5308のレディーミクストコンクリート配合計画書のセメント生産者としての位置づけで問題ないのでしょうか。	配合計画書に記載するセメントの生産者は、JIS R 5210に規定する生産者を想定しています。宇部三菱セメント社がこれに該当すれば記載することができます。
8	JIS Q 1011やJIS A 5308においてセメントは製造業者と表記しています。セメントのJISにおいては生産者に統一されます。生産者と製造業者の意味の違いはなんですか？	“生産者”という表現では、“実際にセメントを生産している者”を意味するという意見があり、従来からJIS Q 1011で使用していた“製造業者”という言葉が踏襲しています。JIS R 5210で使用されている“生産者”と言う表現と整合させるかは、審議時間が足りなくて十分な検討ができませんでした。次回の改正における検討事項とします。
9	テキスト p 114について「生産者」となっています。p 122のJIS Q 1011ではセメント製造業者に用語を統一とあります。p 114の箇所も「生産者」ではなく「セメント製造業者」が良いのではないのでしょうか。	同上
10	今回の改正作業の中で、JIS A 6208「コンクリート及びモルタル用合成短繊維」の引用規格への追加検討もしくは話題になったなどありましたでしょうか？また、今後の可能性についてご意見をお聞かせいただけたら有り難いです。	今回の改正作業の中で、JIS A 5308への引用の議論はありましたが、短繊維は混和材料の定義(JIS A 0203)に含まれないこと、及び現場で投入しているのが現状でありJIS A 5308の適用範囲内ではないことから、引用は見送られました。
11	スライド p. 23にてJIS A 1104が改定となっています。そこで試料の採取方法としてJIS A 1158を引用するとなっていますが、40mm超の採取方法について具体的内容をお教え下さい。	試験に必要な量は、容器30リットル（約70kg）の2倍となりますので、縮分のような作業を行って約150kgの骨材を準備するのは現実的に難しいと思われま。試料の元となる骨材の山から、数か所を選定して骨材を採取するなど工夫することで、試料の代表性を確保するよう対応していただければと思います。

12	<p>スライド p. 21にて改正予定の規格としてJIS A 1109とJIS A (密度, 吸水試験方法) があげられていますが, どのような改正になるのか分かる範囲で内容を教えてください。</p>	<p>JIS A 1109の改正予定の内容は次のとおりです。  a)適用範囲 本文中にただし書きで, 構造用軽量細骨材を絶対乾燥状態から24時間吸水させて試験する場合は, JIS A 1134による旨を追記しました。  b)引用規格 試料の縮分については, 骨材の縮分方法が制定されたため, JIS A 1158を引用しました。  c)ピクノメータ ピクノメータの容量の精度に関する記述を, 本文に記載しました。  d)試料 試料の表面乾燥飽水状態を判定するための方法をわかりやすくするため, 箇条を分けて記述しました。最初にコーンを引き上げた際に, 試料のコーンがスランプした際の試料扱い方法を, 注記から本文に記載しました。  e)密度 使用する水について本文に記載しました。  f)吸水率 試験方法をわかりやすくするため, 箇条を分けて記述しました。  以上が改正の概要ですが, 本質的な試験方法は変わりません。  なお, JIS A 1110についてはまだ審議中であり, 原案作成団体からの申出を受けておりませんので, 具体的な内容は不明です。</p>
13	<p>各引用規格の試験方法まで標準化しなければいけないのか?</p>	<p>そのようにしてください。</p>
14	<p>JIS A 1132の前回の改正で, 型枠に試料を詰めたあとに型枠の側面を木槌で叩くことが規定より削除されたが, 2018年10月25日付けで同規格が確認されていた。試料の詰め方で側面を叩くことを規定することを早急に望む。</p>	<p>ご指摘の点を含む改正案を準備中です。</p>